

財経第 67 号

平成 22 年 5 月 26 日

財
法人 財務会計基準機構
企業会計基準委員会 御中

社
法人 生命保険協会
経 理 部 会
部 会 長 梅 原 真

企業会計基準公開草案第 39 号「退職給付に関する会計基準（案）」及び
企業会計基準適用指針公開草案第 35 号「退職給付に関する会計基準の適用指針（案）」
に対する意見について

謹啓 時下ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、平成 22 年 3 月 18 日に公表されました、標記公開草案に関しまして、別紙のとおり、当会としての意見を申し上げます。今後の検討におかれまして、ご配慮を賜りますようお願い申し上げます。

敬白

「退職給付に関する会計基準（案）」及び
「退職給付に関する会計基準の適用指針（案）」に対する意見について

1. 適用時期

- (会計基準（案）第 35 項関係)
- (会計基準（案）第 24 項関係)

退職給付債務及び勤務費用の計算方法（退職給付見込額の期間帰属方法の見直し、割引率の見直し）に関する適用開始時期について、平成 24 年 4 月 1 日以後開始する事業年度の期首から適用することとされているが、適用開始時期については、更なる準備期間（1 年以上）が必要と考えられる。

【理由】

- ・会計基準（案）では、退職給付見込額の期間帰属方法の変更、割引率設定に当たってはイールドカーブを原則的な考え方とすることが記述されている。しかしながら、これらは専門的内容であるため企業が理解するのに相当の時間を要し、適用開始までに方針を定めることができないという事態も想定される。適用開始時以降の方針変更には、合理的理由が必要であり、遡及修正対応などの負荷を求められる可能性もある。

また、企業が期間帰属方法の変更の検討やイールドカーブによる割引率設定を採用しようとしても、変更による影響額を把握することは容易ではない。

特に、期間帰属方法を一度決定すると、その後の変更は困難となる。

このように考えると、企業に対して会計基準変更内容の周知徹底を行うとともに、企業に期間帰属方法及び割引率設定方法の変更に関する十分な検討期間を与えるべきである。

- ・会計基準（案）では、国際会計基準（IAS19 号）が強く意識されており、給付算定式、後加重の場合の定額補正といった我が国にとっては「新しい評価方法」が導入されている。しかしながら、会計基準あるいは適用指針に詳細が記述されているわけではない。
我が国の退職給付制度には、例えば、定年給付のみを退職金制度から企業年金制度に移行している場合や、一定の勤続年数・一定の年齢以降になると給付額が著しく増加する後加重の給付制度等、欧米の制度に比べてバリエーションが多い。このようなことから、「新しい評価方法」を我が国の制度へ適用するにあたっては、十分な検討を行なう必要がある。
また、この「新しい評価方法」については、後加重の判定方法や定額補正の方法等、実務的な検討事項が多く、検討時間が必要である。
更に、計算業務を受託する機関のシステム改定等が必要となるが、対応に相応の期間が必要である。

数理計算上の差異を「その他の包括利益」を通じて純資産の部に計上する点（即時認識対応）について、会計基準（案）第 24 項による強制適用時期が早期に設定（2011 年 4 月以後開始する事業年度の末日）されているため、2011 年の中頃までの改善完了を予定している国際会計基準（改正 IAS19 号）の強制適用時期に先行し、国際会計基準を導入している国に先駆けて「即時認識」が強制化される懸念がある。

短期間での再修正などの事態を避けるためにも、適用時期への対応については、改正 IAS19 号の強制適用時期等に配慮するなど、留意いただきたい。

2. 退職給付見込額の期間帰属

(会計基準(案)第 19 項関係)

退職給付債務及び勤務費用の測定方法については IASB においても議論の最中であり、その方向性が確定するまでにはまだ時間がかかると思われるが、我が国の退職給付制度が多様であることを踏まえると、期間定額基準は適用性において優れており、給付算定式に従う方法と期間定額基準の選択適用が認められたことを強く支持する。

3. 割引率（【資料3】「期末において割引率の変更を必要としない範囲」との関係） （会計基準（案）第19項・20項関係）

会計基準（案）において、退職給付債務の算定に使用する割引率は、「予想退職時期ごとの退職給付見込額のうち期末までに発生したと認められる額を、退職給付の見込支払日までの期間ごとに設定された複数の割引率」を使用することを原則としつつ、単一の加重平均割引率の使用を認めている。

当該単一の加重平均割引率を使用した場合に、適用指針に記載の【資料3】「期末において割引率の変更を必要としない範囲」が引続き使用可能であるか、確認させて頂きたい。

また、引続き使用することができない場合には、実務対応上の観点から、当表に代わる新たな表や目安を示して頂きたい。

なお、あわせて、【資料3】については、市場状況を踏まえた見直しを行う必要があると考えられる。

【理由】

- ・従来、割引率の基礎となる期間について、退職給付の見込支払日までの平均期間（実務上は従業員の平均残存勤務期間に近似した年数も可）とされていた。
- ・今回、割引率の考え方が変更されている一方で、【資料3】が存置されているが、単一の加重平均割引率を使用する場合に、当表を引続き使用できるか必ずしも明確ではない。
- ・また、当表では、期首割引率が2.0%～7.0%の範囲しか例示されていない

4. 開示

（会計基準（案）第30等関係）

「数理計算上の計算基礎に関する事項」の注記として、「その他の重要な計算基礎」の開示が求められており、新たに〔開示例1〕にて当該注記に該当する項目として「一時金選択率」が例示されているが、当該記載項目について、例えば、重要な数理計算上の差異が発生した場合にその差異金額の原因となった主要な項目とする等、重要性の判断指標を明確にしていきたい。

【理由】

- ・実際の退職給付計算においては、当該基準に列挙されているものに限らず、多くの計算上の仮定をもとに算定されるものである。
- ・〔開示例1〕には、「一時金選択率」が例示されているが、これに限らず、死亡率（生存率）、脱退率、遺族年金や育英年金制度がある場合の家族構成の仮定等、様々な要素を考慮することとなり、重要性の判断指標を明確にしないと事務対応が混乱することも考えられる。

5. 包括利益の取扱い

（会計基準（案）第46項関係）

企業会計基準委員会が平成21年12月に公表した「包括利益の表示に関する会計基準(案)」(包括利益会計基準)の検討状況に留意いただき、包括利益会計基準が公開草案から修正される方向となった場合には、会計基準（案）へ与える影響も確認いただきたい。仮に、会計基準（案）への影響も生じる修正が行われる場合には、再度、退職給付会計基準に係る公開草案を公表・意見照会する等の対応をしていただきたい。

【理由】

- ・会計基準（案）は、包括利益会計基準の取扱いを前提としているが、包括利益会計基準は、平成22年3月に予定していた公表議決を延期し、さらに数ヶ月の検討を継続している状況にある。
- ・会計基準（案）第46項には、包括利益会計基準を前提としない場合の取扱いについては記載されているが、包括利益会計基準が公開草案より修正の上、公表された場合の取扱いの記載がない。

6 . 退職給付信託の取扱い

退職給付信託の取扱いについては、「コメントの募集」の(参考)に、「国際的な会計基準と重要な相違が生じるとは必ずしもいえないことなどを踏まえ、見直し対象としていない」との記載があるものの、会計基準および適用指針本文においては国際会計基準との整合性に関する記載がない。

本年4月に金融庁より公表された「国際会計基準に関する誤解」によると、退職給付信託の会計処理についてはASBJを窓口としてIASBのスタッフに相談(2009年)しているとされているが、退職給付信託については、わが国独自の制度であることを踏まえ、同制度を活用する企業において、会計基準等の適用にあたり、国際的な会計基準における取扱いとの整合性について疑念が生じる懸念があることから、当照会の結果について会計基準または適用指針の本文もしくは結論の背景に記載し広く関係者に周知することをご検討いただきたい。

以上